

## 松島町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の概要

種別 サービス	訪問型サービス (旧介護予防訪問介護相当サービス)	サービスA (町独自サービス：基準緩和型)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中)
訪問型サービス	<b>実施(旧国基準を維持)</b> ◇身体介護が必要な場合 ◇精神疾患、認知症の問題行動、虐待、地域からの孤立等により専門職によるサービス提供が必要な場合 等	<b>実施(松島町が独自基準を設定)</b> ◇生活援助のみの場合	/	/
通所型サービス	<b>実施(旧国基準を維持)</b> ◇集中的に機能訓練が必要な場合(概ね6ヶ月で評価) ◇入浴介助が必要な場合 ◇精神疾患、認知症の問題行動、虐待、地域からの孤立等により専門職によるサービス提供が必要な場合 ◇既利用者の経過措置 等	<b>実施(松島町が独自基準を設定)</b> ◇定期的に活動に参加することで閉じこもりを防止する必要がある方 ◇活動に主体的に取り組み、各自の目標に応じた生活機能の向上を目指す方 ◇送迎のないと介護予防事業に通えない方	/	/

<b>一般介護予防 事業</b>	◇元気塾：町内各地区で実施 ◇地域サロンの立ちあげ支援：事業費補助、講師派遣等により住民主体の通いの場を創設
----------------------	---

- ◇**訪問型**：サービス内容によって、訪問型サービスまたは、サービスAを選択します。ただし、身体介護が含まれる場合は家事援助のみの回があったとしても、訪問型サービスとして算定します。
- ◇**通所型**：既にサービスを利用している方については、現行型にするかサービスAにするかを更新のときに本人が選択します。新規利用者はケアプランにもとづき、現行型にするかサービスAにするか選択します。

## 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）

サービス種別		訪問型サービス（旧国基準）	サービスA（基準緩和型）
<b>訪問型</b>	サービス提供時間	1回あたり45分～1時間程度 短時間型は20分以内	1回あたり45分～1時間程度
	従事者	訪問介護員（専門職）	雇用労働者
	実施方法	事業者指定	事業者指定
	加算/減算	国が規定した旧みなしサービスと同等	初回加算200単位 同一建物の場合は180単位で請求
	人員基準	<input type="checkbox"/> 管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） <input type="checkbox"/> サービス提供責任者（資格要件あり） <input type="checkbox"/> 従事者：常勤換算2.5人以上（資格要件あり）	<input type="checkbox"/> 管理者：専従1名（兼務可） <input type="checkbox"/> サービス提供責任者 <input type="checkbox"/> 従事者：必要数（資格要件：なし）
	サービス単価	週1：266単位 週2：270単位 週3：285単位 短時間：165単位 基準回数以上の場合は月上限単位	1回200単位 同一建物の場合は180単位 1月あたりの上限単位あり
<b>通所型</b>	サービス提供時間	4～6時間	3時間以上
	従事者	専門職（それぞれに資格要件あり）	雇用労働者
	実施方法	事業者指定	事業者指定
	加算/減算	国が規定した旧みなしサービスと同等	加算なし 同一建物の場合は300単位で請求
	人員基準	<input type="checkbox"/> 管理者：常勤・専従1名以上（兼務可） <input type="checkbox"/> 生活相談員：専従1名以上 <input type="checkbox"/> 看護職員：1名以上 <input type="checkbox"/> 機能訓練指導員：専従1名以上 <input type="checkbox"/> 介護職員：～15人専従1名以上 15人～専従0.2以上	<input type="checkbox"/> 管理者：専従1名（兼務可） <input type="checkbox"/> 従事者：～15人専従1名以上 15人～専従0.1以上 ※従事者は専従で、同一時間の介護給付サービスとの兼務はできない
	サービス単価	支援1・事業対象者：378単位 支援2：389単位 基準回数以上の場合は月上限単位を使用	1回334単位 同一建物の場合は300単位 基準回数以上の場合は月上限単位を使用
注意事項		現行型サービスと、基準緩和型サービスを同時に実施する場合は、従事者、実施場所を完全に分ける必要がある	